

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している者をいう。以下「ひとり親家庭の親」という。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている 20 歳未満の児童をいう。以下「ひとり親家庭の児童」という。）が、より良い条件での就業や転職のため、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格をめざし、試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減を図り、ひとり親家庭の学び直しを支援するための給付金を支給します。ただし、受講前の事前申請が必要です。

事前相談 申請者、市

- ・ 申請書提出前に、受講を希望するひとり親家庭の親またはひとり親家庭の児童から受講についての事前相談を受け、その際に受給要件についてお聞きし、給付対象者であるかどうか確認します。また、ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等またはひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等をお聞きし、就学経験や職業経験、技能、資格取得等を確認し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とします。

事前相談なく受講を開始した場合については支給の対象となりません。

受講を希望する講座の受講施設名、講座名、受講期間、所要費用等がわかるような資料をご持参下さい。

I. 給付対象者

- (1) 東大阪市内に居住するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であること。

※対象講座の指定申請時及び支給申請時に対象要件を満たしておく必要があります。

- (2) ひとり親家庭の親が母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。
- (3) 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得していないこと。
- (4) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (5) 過去に受講修了時給付金及び合格時給付金を受給していないこと。

II. 対象講座

対象となるのは、高卒認定試験の合格をめざす講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものとします。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としません。

III. 給付金の種類

（１）受講開始時給付金

- ・対象講座の受講を開始した際に支給します。

（２）受講修了時給付金

- ・対象講座の受講を修了した際に支給します。

（３）合格時給付金

- ・受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して２年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給します。

IV. 支給額等

<通信制>

（１）受講開始時給付金

- ・支給対象者本人が対象講座の受講開始のために支払った費用の４０％に相当する額とします。ただし、１０万円を限度額とし、４千円を超えない場合は受講開始時給付金を支給しません。

（２）受講修了時給付金

- ・支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の５０％に相当する額から（１）として支給した額を差し引いた額とします。ただし、（１）と受講修了時給付金の合計額は１２万５千円を限度額とし、４千円を超えない場合は受講修了時給付金を支給しません。

（３）合格時給付金

- ・支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の１０％に相当する額とします。ただし、（１）、（２）と合格時給付金の合計額が１５万円を超える場合は、１５万円を限度額とします。

<通学又は通学及び通信制>

（１）受講開始時給付金

- ・支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の４０％に相当する額とします。ただし、２０万円を限度額とし、４千円を超えない場合は受講開始時給付金を支給しません。

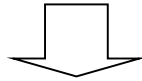
（２）受講修了時給付金

- ・支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の５０％に相当する額から（１）として支給した額を差し引いた額とします。ただし、（１）と受講修了時給付金の合計額は

25万円を限度額とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金を支給しません。

(3) 合格時給付金

・支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とします。
ただし、(1)(2)と合格時給付金の合計額が30万円を超える場合は、30万円を限度額とします。

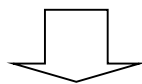


高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(様式1)の提出

申請者→市

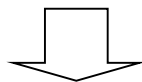
添付書類(以下の書類すべて)

- ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本(外国籍の方を除きます。)
- イ 世帯全員の住民票の写し(世帯主氏名・続柄及び戸籍の表示があるもの)
- ウ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- エ 受講を希望する講座の受講施設名、講座名、受講期間、所要費用等のわかる資料



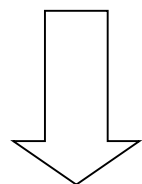
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(様式2)による通知

市→申請者



講座受講 申請者

- (1) 指定講座受講開始後
- (2) 指定講座受講修了後
- (3) 全科目合格後



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(様式3)の提出

申請者→市

添付書類(以下の書類すべて)

(1) 受講開始時給付金

※ 支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなければなりません。

- ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本(外国籍の方を除きます。)
- イ 世帯全員の住民票の写し(世帯主氏名・続柄及び戸籍の表示があるもの)

- ウ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- エ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（原本）
- オ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書（又はクレジット契約証明書）（原本提示の上コピーを取らせていただきます）

※領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていること。

受講施設の名称、対象講座名、受講者（支払者）氏名、領収額（又はクレジット契約額）
領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）、領収日（又はクレジット契約日）、領収印

（２） 受講修了時給付金

※ 支給申請は、受講修了日から起算して３０日以内に行わなければなりません。

- ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本（外国籍の方を除きます。）
- イ 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名・続柄及び戸籍の表示があるもの）
- ウ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- エ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（原本）
- オ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書（又はクレジット契約証明書）（原本提示の上コピーを取らせていただきます）

※領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていること。

受講施設の名称、対象講座名、受講者（支払者）氏名、領収額（又はクレジット契約額）
領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）、領収日（又はクレジット契約日）、領収印

- カ 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

（３） 合格時給付金

※ 支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して４０日以内に行わなければなりません。

- ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本（外国籍の方を除きます。）
- イ 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名・続柄及び戸籍の表示があるもの）
- ウ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- エ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（原本）
- オ 文部科学省が発行する合格証書（原本提示の上コピーを取らせていただきます）

V. 対象経費について

- （１）受講経費の対象は、入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）及び上記経費の消費税とします。
- （２）受講経費の対象外経費

- ・ 高等学校卒業程度認定試験の受験料
- ・ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ・ 講座の補講費
- ・ 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
- ・ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ・ 受講のための交通費

(3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。

(4) 受講に係る入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として受講施設の長が証明する額を対象とします。

(5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合における、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は受講経費に該当しません。

(6) 本給付金を受けようとする者が、支給申請時点で受講施設に対して未納となっている入学金又は受講料は対象となりません。

VI. 受講開始日について

受講開始日は、通学制の場合は対象講座の所定開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）講座の場合は受講申し込み後はじめて受講施設が教材等の発送等を行った日であって、受講施設の長が証明する日とします。

VII. 受講修了証明書及び受講に係る領収書について

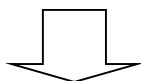
(1) 受講修了証明書

受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、受講の修了を認定した場合に発行されるものであること。受講の修了とは、受講した講座（科目）の全てを修了することであるので、留意すること。なお、記載事項について訂正のある場合、受講施設の長の訂正印のないものは無効とする。

(2) 受講に係る領収書

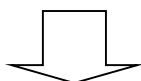
受講施設の長が、受講者本人が支払った受講経費について発行した領収書とする。

なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。領収書に訂正のある場合、受講施設の訂正印のないものは無効であること。



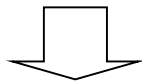
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書(様式4)による通知

市→申請者



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書(様式5)の提出

申請者→市



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給

市→申請者

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給については、支給決定を受けた本人の普通預金口座への口座振込みとなります。

<お問い合わせ先>

東大阪市子どもすこやか部

子育て支援室子ども家庭課

T E L 06-4309-3194